伊丹産業のでんき

電気供給約款【低圧】

GreenEcoプラン

供給条件

2026年11月1日実施

新エネルギー開発株式会社

料金その他の供給条件の内容

電気供給約款【低圧】および新エネルギー開発株式会社（以下、「新エネルギー開発」といいます。）が別に定める料金表（以下あわせて「電気供給約款【低圧】」といいます。）に基づき、非化石証書の使用により実質的に再生可能エネルギー100%の電気の供給等を行う場合の契約種別およびその他の条件については、このGreenEcoプラン 供給条件（以下「本供給条件」といいます。）において、新エネルギー開発及び伊丹産業株式会社（以下、「伊丹産業」といいます。）が定めます。

１　契約種別および適用範囲

本供給条件の契約種別は、電気供給約款【低圧】料金表に定める契約種別とし、電気供給約款【低圧】における料金プラン（プランA、プランB、プランC、ベーシックA、ベーシックB、低圧動力プラン）の適用範囲に該当する需要で、お客さまがこのGreenEcoプランの適用を受けることを希望される場合に適用します。

２　料金

本供給条件の料金は、別表の通りといたします。

３　再生可能エネルギー比率

本供給条件における再生可能エネルギーの電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで実質的に100パーセントとし、供給する電気のCO2排出係数は次のとおりとします。

１キロワット時につき	0.000kg-CO2

ただし、本供給条件の適用を受けるお客さまの電力の使用量が新エネルギー開発及び伊丹産業の想定を上回る場合および非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他新エネルギー開発株式会社の責に帰すべからざる事由が発生した場合で新エネルギー開発及び伊丹産業がやむを得ないと判断した場合には、再生可能エネルギー指定でない非化石証書を使用すること、再生可能エネルギーによる電気の比率が実質的には100パーセントとならないこと、および上記のCO2排出係数とならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、新エネルギー開発及び伊丹産業は賠償の責を負いません。

４　その他

本供給条件に記載のない事項については、電気供給約款【低圧】を準用するものといたします。本供給条件に定める内容と電気供給約款【低圧】に定める内容とが抵触する場合、本供給条件に定める内容が優先して適用されるものといたします。

附則

（適用期日）

１．本供給条件は、２０２６年11月１日から適用いたします。

２．１の定めにかかわらず、２０２６年11月１日の前日までにお申し込みされた供給契約については、新エネルギー開発は、従前の提供条件で電気を提供いたします。ただし、契約書または変更通知にて別段の定めがある場合はこの限りではありません。